

久保田課長

それでは、これから第41回内閣府本府政策評価有識者懇談会を開催させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

もし、音声、その他、途中で不都合などございましたら、音声、もしくはチャットのほうでお知らせいただければと思っております。

冒頭の進行を務めさせていただきます政策評価広報課長の久保田と申します。8月1日付の異動により着任いたしました。前任の笹川同様、御指導のほど、よろしくお願いいたしますと思っております。

資料の確認をさせていただきます。本日は、説明資料4点と参考資料4点がございます。もし不足等ございましたら、お知らせいただければと思っておりますが、大丈夫でしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、白石座長、よろしくお願いいたします。

白石座長

よろしくお願いいたします。

本日の議事は2つございます。議題1は「令和3年度事後評価の対象期間の初年度とする施策に係るロジックモデル及び事前分析表について」、議題2は「令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表における測定指標等の変更について」ということで、2つ、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議題1に入ります。

本日は、令和3年度内閣府本府政策評価実施計画の3番において掲げられている6つの施策について、前回の懇談会での議論を踏まえて修正したロジックモデル及びそれに基づいて作成した事前分析表を、各部局からまとめて御説明いただいて、それを踏まえて自由闊達に御議論いただければと思っております。その6つの施策ですが、「地域経済活性化」「交通安全」「青少年インターネット環境整備」「子ども・若者育成支援」「男女共同参画」、最後に「科学技術」ということになります。

それで、お願いですが、1部局につき、説明は5分、質疑応答は10分、合計15分で進めてまいりたいと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

では、まず1つ目の政策、地域経済活性化支援機構担当室、御説明5分です。よろしくお願いいたします。

清水企画官

内閣府地域経済活性化支援機構担当室の清水でございます。本日は、よろしく申し上げます。

我々が担当しております地域経済活性化に関するロジックモデルでございますけれども、資料1の1ページ、事前分析表は資料2の1ページとなっております。

さて、前回、7月12日の懇談会におきまして、地域経済活性化支援機構の概要や当該施策に関するロジックモデルについて御説明し、その後、委員の皆様から御質問や御意見をいただきました。ロジックモデルに関しましては、再チャレンジ支援の中目標を2段階に整理できないのかという御意見をいただいたところでございますが、この点につきましては、事務局から、ロジックモデル全般に関する整理の中で、委員の皆様にご説明させていただいたと承知してございまして、修正の必要はないものと認識してございます。

その他、修正の意見はなかったと認識してございますので、ロジックモデルについては、前回からの変更はございません。

それでは、ロジックモデルに基づいて作成いたしました事前分析表について御説明したいと思っております。資料2の1ページ目を御覧ください。測定指標は4つございます。今回のロジックモデルの作成では、現在の地域経済活性化支援機構、通称REVICですけれども、REVICの業務方針を踏まえまして、旧スキームのうち、数値目標としての意義が低くなったものについて整理するなどの見直しを行いまして、重要な4項目に絞って説明させていただいたところでございます。

測定指標1でございますけれども、新型コロナ等の影響により経営環境が悪化した支援先事業者のP/LやB/Sの改善により貢献できた割合としております。選定理由といたしましては、REVICの支援によって、支援直前よりも支援完了後の財務状況が改善した事業者の割合を測定することにより、REVICの貢献度合いを測ることができると考えたためでございます。各年度の目標値は、過去の実績を踏まえまして、80%としておるところでございます。

次に、測定指標2でございますけれども、REVICが地域金融機関と共同で組成したファンドに関し、REVICのGP出資持分の譲渡等を行った割合ということにしております。選定理由といたしましては、ファンドの共同運営により、地域金融機関等にノウハウ移転が図られたと判断された場合には、REVICはファンドの運営業務を地域金融機関に任せることとしておりますので、ノウハウ移転が図られたことを測定する指標として妥当であると考えているためでございます。各年度の目標値は、REVICのファンド運営計画を基に作成しているところでございます。

それから、測定指標3でございますけれども、再チャレンジ支援のうち、事業承継・譲渡型の事例が今後5年間に於いて前の5年間に比して増加した割合ということにしております。選定理由といたしましては、再チャレンジ支援の中でも、事業承継・譲渡型は有用な経営資源を次世代に引き継ぐことができ、地域経済の維持・発展に資するものと考えられるため、事業承継・譲渡型の事例の増加割合を目標とすることが妥当であると考えた

ためでございます。目標値につきましては、過去の実績等を踏まえまして、今後5年間、10%以上の増加ということにしております。

測定指標4でございますけれども、都道府県ベースで再チャレンジ支援実績のない空白地域の割合ということにしております。選定理由といたしましては、再チャレンジ支援の実績がない地域の割合を減らしていくことで、全国各地において地域経済の新陳代謝を促進させる取組が浸透していくということが測定できると考えたためでございます。目標値については、過去の実績等を踏まえまして、今後5年間の目標として10%以下としております。

いずれの測定指標につきましても、実績値はREVICからの報告資料に基づき把握することとしております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

白石座長

御説明、どうもありがとうございます。

ということで、委員の皆様から御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

佐藤先生、お願いします。

佐藤（主）委員

よろしくをお願いします。

御説明ありがとうございました。

2点ほどなのですが、1つは、ロジックモデルなのですが、前も言ったような気がするのですが、地域の中小企業とかの再生に当たっては、内閣府さんの政策じゃなくて、もちろん中小企業庁の例のものづくり補助金を含めて、生産性向上何とか支援事業とか、いろいろあるじゃないですか。ああいったものも関連事業というか、それもインプットとか、そういう感じでどこかに記載したほうがいいのかなど。というのは、似ているのは、共生社会政策と、この後出てくる交通安全基本計画のところでは、国交省さんとか経産省さんの事業がアクティビティのところに記載されていますので、頭の整理のためにも関連事業というのはちょっと明記されたほうがいいのではないかなという気がしましたというのが1点目。これはロジックモデルです。

次の御説明が資料2ですね。資料2の測定指標1ですけれども、これは過去の実績を基に設定するということですが、過去の実績が2018年から2020年度なので、コロナを含んでいるのです。なので、当然コロナの間は業績が落ち込んでいるので、果たして、この目標値80%、どうなのと言われると、結構簡単に達成できてしまうのではないかと。というのは、経済が回復するので、感染症の影響による経営環境の悪化云々なので、コロナ前の水準に戻すということであれば、過去の実績の平均というのは、コロナのところは入れないほうがいいのではないかと。これは別の政策でも同じような話があるのです。まさに中小企業

庁さんの行政事業レビューをやったときも同じ指摘があったのですが、この部分はコロナの影響が入らない期間で基準を定めたほうがいいのではないですかというのが2つ目。

それから、最後の質問というか、事前分析表で目標設定は分かったのですが、施策に関する内閣府の事業が1つもないというのは、これはどういうことか。ロジックモデルでは、一応アクティビティとして、例えば人材の派遣とか事業活動への支援というのはあるので、関連する事業は、手足がないのにどうやって目標を達成するのというのが素朴な質問になるのですが、関連事業は多分あるのではないかと思うのですが、この辺、記載していただければと思います。

取りあえず、以上です。

白石座長

機構担当室、お願いします。

清水企画官

ありがとうございます。

佐藤先生から3点ほど御質問があったと思うのですが、1点目の、関連事業があって、そういうものを記載したらどうかということですが、事業再生につきまして、おっしゃるとおり、中小企業庁の中小企業基盤整備機構とか、似たような政策を行っているところもあるのですが、REVICが行っている事業再生については、例えば中小企業基盤整備機構が行っていることに比べますと、少し規模的に大きいところであったり、事業再生に特化したようなところで、財務基盤の強化などはほかの機関がやっていたりすることで、ある程度明確に峻別できるのではないかと考えているところでございます。

そういうことにおきまして、REVICの活動で効果が出る部分、インプット、アウトカムが出る部分ということで特化したほうが、政策評価の目標というか、効果が測りやすいのではないかと考えておきまして、このように設定させていただいたところでございます。

それから、2番目でございますけれども、測定指標の基準値を平成30年度から令和2年度までの平均ということで置いておりますけれども、ここについては、まだコロナの影響が出る前に支援決定を受けた事業者の実績が基になった数字になっておりますので、これと同程度ということで置いておくことについては、決して達成容易というわけではないと我々としては考えているところでございます。

3番目に、この政策について、どうやって実施していくのかということがあったと思うのですが、我々の地域活性化の政策につきましては、まさにREVICのほうが、前回御説明しました4つの機能を事業として行っていることで政策目標を果たしていくことになっておりますので、REVICが実施主体となっているという整理でございます。

以上でございます。

佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

すみません、2点ほどリプライになってしまうのですが、1つは、この種の事業は、やっている当人たちはターゲットをある程度すみ分けしているのだとは言いながら、受けている中小企業であれ、地方の金融機関であれ、彼らからするといろいろな補助金が国から降ってくるので、都合のいいやつを選ぶわけですよ。なので、本当にすみ分けができてきているのか。例えば、重複して補助金なり支援事業を受けているケースはないか、あるいはものづくり補助金とか、中小企業庁の支援事業で落ちた企業がこっちに流れていないのか。その逆もわかりです。なので、だとすると必ずしもすみ分けしているわけじゃないということになってしまう。つまり、受け手の側に立ってしまえば、支援は支援なので、この辺りは支援を受けている側が一体どういう企業なのか。これは、過去においても、ほかの補助金とか支援事業を受けていなかったのかどうかとか、その辺はちゃんと調べないと、自分たちはそう思っているけれども実際はそうならないというケースはまああるのです。なので、そこは確認されたほうがいいかなというのと。

すみません、くどいようですけれども、実績が令和2年度ですから、厳密に言えば2021年3月までになってしまうのです。だとすれば、今のコロナの第5波とかの影響は勘案していないかもしれませんが、去年の夏以降の影響は全部入っているのです。百歩譲って2019年度、2020年3月までのところを。それでも本当は怪しいと思います。去年の扱いがどうなっているのかというところが、ちょっと微妙かなという気はするのですけれどもね。

取りあえず、以上です。

白石座長

何かありましたら、事務局のほう、お願いします。

清水企画官

今、佐藤先生から2点ございましたけれども、1点目については、まさにおっしゃるとおり、補助金などを使っている場合があるのではないかとということですが、REVICがやる施策については、金融機関の債務の調整、それから金融機関の債務の調整などを行うことによって財務改善を図ることが主な内容になってございますので、その効果というものを政策評価として測りたいということで、そこはすみ分けというか、峻別ができていないのではないかと考えているところでございます。

あと、こちらの87%のところですが、すみません、くどいかもしれませんが、30年度から2年度で、その前に支援の決定をして、その期間に財務が改善したとこ

ろが87%あったということでございまして、悪いときが87%じゃなくて、もっと前に支援決定して、このときに財務状況がよくなったところが87%になっておりますので、コロナの影響を受けてというところは、今の数字でも入っていないと我々としては考えているところでございます。

白石座長

ありがとうございました。

ということで、佐藤先生、まだあるかもしれませんけれども、ほかの方から何か御質問ありましたら。

佐藤先生、もう一言、何かおっしゃいますか。

佐藤（主）委員

大丈夫です。ありがとうございます。

白石座長

佐藤徹先生からお手が挙がっていますか。お願いします。

佐藤（徹）委員

高崎経済大学の佐藤徹と申しますが、前回、このロジックモデルの一番下の経営者の再チャレンジについて質問させていただいて、アウトカムを2段階で表現したほうが論理の飛躍がなくて分かりやすいのではないかという質問をしたのですが、お答えが測定指標に関するお答えで、ちょっとかみ合わなかったので、もう一度補足で質問させていただきま

す。  
まず、ロジックモデルの検討を始めるに当たって確認しておきたいのは、今年の3月に、前任の小池補佐だったと思うのですが、ロジックモデルを各部局に依頼するに当たって、ロジックモデルの作成要領のようなものを今つくっていますという話があったのですね。それがいつ頃でき上がるのですかと聞いたところ、7月ぐらいに確定して部局に依頼する予定だとおっしゃっていたのですが、それがもしできていたら示していただきたいな。これは後でも結構なのですが、それを見ながら、そのとおりできているかどうか。つまり、アウトプットとアウトカムの書き分け方とか、そういう重要なところが要領みたいなどころにあるのではないかということです。

それで、経営者の再チャレンジに関してですけれども、ちょっとくどいようではありますが、例えばアウトプットとアウトカムの文言を見比べると、どちらも経営者の再チャレンジという言葉が出てきているのですね。一見、内容が重複しているように見えるのですが、アウトプットのほうは債務整理を通じて経営者の再チャレンジ支援を実施ということなので、アウトプットの中にある経営者の再チャレンジ支援というのは、これは目的か成果じ

やないか。もし、そうだとすると、アウトカムの中にもこの文言が入っているので、アウトプットから経営者の再チャレンジ支援は取り除いて、はっきりアウトプット、活動の部分だけを書いたほうがいいのではないかとというのが1点と。

それから、もう一つ、アウトカムのほうの測定指標が適切なのかどうかというのは、やや疑問があります。なぜかという、アウトカムに書いてある内容というのは大きく2つあって、事業の継続が困難な事業者の円滑な退出というもの。もう一つは、経営者の再チャレンジや地域経済の新陳代謝という、これら2つが並列されているのですけれども、感覚的になのですが、どうも同じレベルのものではないように思います。特に、後段の地域経済の新陳代謝というのは、概念的にも非常に広いし、これを測定する指標として、今ここに記載されているものが果たして妥当かどうかという、ちょっと違うのではないかと思います。この辺り、どういうふうに考えられているのか。

以上でございます。

白石座長

リプライ、お願いします。

岡田補佐

政策評価広報課の岡田でございます。

前任の小池から御説明したとおり、作成要領をつくってありまして、5月ぐらいに今回のロジックモデルを各部局につくっていただくときにお示ししておりますので、また後ほど確認してお送りさせていただきたいと思います。

清水企画官

REVIC室でございます。

今、佐藤先生からいただいたことについてお答えいたします。佐藤先生の御指摘のように、ちょっと難しいところがあるのですけれども、まさにこの事業の内容というのはどういふことかといえますと、過大な債務を負ってしまって、この経営者の方に経営者保証がついていて立ち行かなくなった場合に、金融調整、金融機関の債務の調整を行うことによって、この事業者の方が退出、この事業から撤退して新たな事業に円滑に取り組めるようにするというのが内容となっております。REVICとして、何をやっているかという、まさに金融機関との債務調整の交渉だったり、一部金融機関から債権を買い取ったりということもやっているというのが活動内容になっているところでございます。

その結果として、どういうことが起こっているかという、まさに経営者の事業が過大な債務を負ってしまって事業継続が困難な方について、破産手続等の法的な整理に行かず、私的な整理で、いろいろなサンクションというのですか、制約を受けずに、また新たな事業を始めることができる環境をつくるというのが、この実績というか、アウトカムになっ

ておりまして、その部分をここで表現したいということで、こういう書き方をさせていただいているところでございます。

REVICといたしましては、そういう新たに事業にチャレンジできる環境をつくるということまでございまして、その人が新たな事業で成功したかどうかということまではフォローもしておりませんし、そこまでは支援していないところでございまして、そういうことでこういう形にさせていただいているところでございます。

佐藤（徹）委員

ということは、アウトカムに設定する測定指標というのは、事業レベルのアウトカム指標に限ることなののでしょうか。施策レベルのアウトカム指標は設定しないということなのですか。追えるところしか、ということになりますと、どうなのでしょう。

清水企画官

まさにその意味では、法的な整理に行かず、私的な整理によって債務が整理できたという効果が出たところということ、我々としては指標として計測したいと考えているところでございます。

白石座長

現実の経済活動と、こういう評価と、少しずれがあるかなと思います。  
南島委員、お願いします。

南島委員

新潟大学、南島でございます。よろしく申し上げます。

今のお話を伺っていて、REVICさんと内閣府の役割の整理、どちらがどういう責任を引き取るのかというところが、今回はともかくといたしまして、今後もう少し整理していただけないかなというのを思っております。REVICさんがやっている事業を一体となって推進するという整理でしたら、事業の指標をここに掲げていただいてもいいかと思うのですが。

今、佐藤徹委員のほうがおっしゃったところ、事業困難な債権の買取り、事業困難な事業者をどうやって清算まで持ち込むのか、あるいは、その次の再チャレンジの環境をどうやって整備するのか、そこをREVICがちゃんと整えてくださっているのか、あるいはREVIC以外の要素でそこが整えられているのかということ、内閣府は管理・監督していかないといけないのかなというように聞こえたので、もしそういうことでしたら、REVICそのものの役割と、内閣府の役割は違うということになりますので、役割に線引きをして、内閣府としてはどういう指標を持つのか、どういう管理の仕方をするのかという目で指標を立てていただいたほうがいいように感じました。

コメントでございます。ありがとうございます。

白石座長

もし何かリプライがあれば。南島委員の御指摘、非常に重要かと思しますので、今後ぜひ御検討いただけたらと思います。

ほかによろしいでしょうか。

では、時間にもなりましたので、地域経済活性化支援機構担当室からのヒアリングは以上で終了にさせていただきたいと思えます。もし何かお気づきの点がありましたら、事務局のほうにメール等でお知らせください。

それでは、ありがとうございました。

続いて、交通安全担当より御説明をお願いしたいと思います。早速で恐縮ですが、御説明よろしく願います。

寺本参事官

交通安全対策担当の参事官、寺本と申します。どうぞよろしく願います。

説明は、まず、どれから説明すればよろしいでしょうか。事前分析表からの説明でよろしいでしょうか。

白石座長

どちらでも結構です。

寺本参事官

では、事前分析表に基づきまして説明させていただきます。それで、前回の懇談会での指摘に係る部分についても、その中で適宜説明させていただきます。

では、事前分析表ですけれども、測定指標 1、2、3 と大きな指標を置いています。前回の懇談会では、下 2 つの指標について、基準値が平成 30 年度で、それが合っているのかどうかという御指摘がありましたけれども、そちらはロジックモデルでは、測定指標 2 と 3 に係る部分は平成 27 年度ということで修正をしています。

まず、測定指標 1 は、第 11 次交通安全基本計画で設定している目標値、 が交通事故による年間の死者数、 が交通事故による年間の重傷者数を置いているところです。

測定指標 2 と 3 は、アンケート結果をベースに設定しています。測定指標 2 は、令和 2 年度は 41.3% であったところ、目標値を 55%。測定指標 3 は、74.2% であったところを 85% という目標値に設定しています。

以下、参考指標につきましては、ロジックモデルでも出てまいりましたけれども、今回、具体的に数値を入れているところがございます。

参考指標 1 は、例年、春と秋に全国交通安全運動というものを実施しておりますけれども、そこにおける協賛の団体数。令和 2 年度におきましては、春 153、秋 153 団体、協賛団

体として御協力いただいたところです。協賛団体ということで、いろいろな業界団体が入っておりますので、実際はこれ以上に多くの団体の方々に御協力いただいているところでございます。

続きまして、参考指標 2、交通安全フォーラムにおける実施回数、参加者数です。こちらは、交通安全フォーラムと称して、講演会とかパネルディスカッションなどを開催しています。昨年度は、コロナの影響がございましたので、オンラインで開催したところですが、昨年度は回数としては 1 回、参加者数は動画の視聴回数ということで 394 という数値を入れています。

続きまして、参考指標 3、地域提案型交通安全支援事業。これは、各地方公共団体から交通安全に資するような取組をやっていきたいということに対して、受け付けているものです。昨年は、地方からの提案件数、5 件あったところですが、残念ながらコロナの影響を受けて、実開催ができなかったものです。

参考指標 4 は、交通指導員等交通ボランティアの支援事業ということで、講習会などを開催しています。全国を 7 ブロックに分けて各ブロック単位で開催しているものと、交通安全に取り組みまれて交通指導員などの経験がまだ浅い方を対象にして、東京の 1 か所に集まっていたいただいて講習会をやっているもの、合わせて 8 回開催しています。こちらは、昨年度はコロナの影響がありましたので、参考値としては、令和元年度の数値を入れているところです。

その中におきまして、前回御指摘いただいたところですがけれども、交通安全に取り組んでいただく方を、より若い世代の方に広げていきたいという観点で、参考指標 4 の におきましては、交通安全指導者養成講座の受講者に占める 30 代以下の割合を置いています。こちらは、全国から東京に集まっていたいただいて開催していますけれども、令和元年度は、114 名中 42 名の方、36.8% が 30 代以下の割合です。

続きまして、参考指標 5 です。高齢運転者の交通安全推進事業ということで、高齢者で車を運転する方に対して、より安全にお乗りいただくための講習会と、さらに、講習を受けた方々が、地域の高齢者に対して安全運転を進めていただくような取組、それを養成する事業を開催しております。こちらは、令和 2 年度は 2 回開催して、参加者数は 26 人です。

続きまして、参考指標 6 です。春と秋に全国交通安全運動を実施していますけれども、参考値として、春と秋の期間中における交通事故による死者数と重傷者数をそれぞれ数値として挙げているところです。

あと、予算額を挙げています。前回、執行の状況が芳しくないのではないかという御指摘をいただいたところでございます。昨年度は、コロナの影響があって、うまくできなかった部分があったかもしれませんが、もう一つ前の年、令和元年度は、先ほど申し上げました地域提案型交通安全支援事業、こちらは、地元のほうが台風の災害などが発生したということで、開催ができなかったことによるものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御質問がある方、手を挙げるマークで挙げていただければと思います。いかがでしょうか。

伊藤委員からお手が挙がっています。よろしく申し上げます。

伊藤委員

御説明ありがとうございました。

もしかしたら、前回の御説明で聞き漏らしていて、私が理解していないからだけかもしれないですけども、測定指標の2と3です。こちらは、過去5年間平均に約10%加算ということになってはいますが、この10%というのは、その前の期からの過去5年間の分とどういう関係にあるのかと伺いますか、年々改善して10%ぐらいずつは5年間で達成できるという見込みの下で設定されているのか、それとも今回、かなりチャレンジングな目標設定なのかということについて、ちょっと教えていただければと思います。

白石座長

申し上げます。

寺本参事官

まず、測定指標2に係る部分でございます。こちらは、残念ながら、過去5年においても大体40%台ということで、状況としては余りよくなかったところです。目標値としては、令和2年度の目標値を70%と挙げていましたけれども、非常に厳しかったということで、今回、ある意味、もう少し手の届くような範囲で達成できないかということで、プラス10%程度の数値目標を書かせていただいたところです。

測定指標3も基本的に考え方は一緒でございます。大体70%台の前半から後半の間を、過去5年においては行き来していたというところでございます。一番低いときに72.6%、一番高いときに79.3%ということで、目標値としては90%と置いていたのですけれども、現実的ではないのではないかということで、今回85%を目標値として設定させていただいたところでございます。

白石座長

御説明いただきました。

伊藤先生、いかがでしょうか。

伊藤委員

ありがとうございました。

この評価のところからは、また少し外れるかもしれませんが、過去、目標がかなり高過ぎたので、今回、ややハードルを下げるということだったのですけれども、それでも実現できるかどうかというのは、かなり不確実性が高いと思います。それで過去の取組と同じことをやっていると、また目標が達成できない可能性があるのです、その部分についてはよく検討していただきたいと思います。

以上です。

白石座長

ありがとうございました。

藤田先生、お願いします。

藤田委員

学習院大学の藤田です。御説明ありがとうございました。

参考指標について、3点ほど申し上げます。

まず、1点目が参考指標4の で、若い世代へのアピールについての指標となるものというのを私、前回申し上げて、それで御対応いただきましてありがとうございました。

それから、2点目ですけれども、参考までに教えていただきたいのですが、参考指標の一番上、協賛団体数ということで指標に挙げられているのですけれども、この協賛団体というのは、数的にそんなに変動があるものなのかどうか。イメージ的には、こういった運動の協賛団体というのは、少し固定したというか、硬直化しているようなイメージがありますので、働きかけによって数自体が過去にも変化があったのかどうかというのは、少し教えていただきたいと思います。それが2点目です。

それから、最後の参考指標6、春と秋の全国交通安全運動期間中の24時間の死者数と重傷者数というのを挙げられていますけれども、これは、こういった運動をしている期間だからこそ、通年よりも下がっているかどうかを見るということを目的として、こちらの数字を挙げておられるのかなと理解したのですけれども、それでしたら、通年と比べて、この期間の指標が、運動期間中ということでよい傾向を示しているのかどうかという、そのところが分かるような数値を挙げていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

以上です。

白石座長

リプライ、お願いします。

寺本参事官

ありがとうございます。

若い人のところは、御指摘を踏まえまして入れさせていただいたところでございます。

あと、協賛団体、固定化しているのではないかとということでもございましたけれども、ある程度の部分、確かに固定的に変わらず入っていただいているところもございますけれども、例えば、最近におきまして、食べ物を自転車で配達する業界団体がございまして、そちらの自転車が安全に運行されているのかどうかということも、いろいろな場面で御指摘などを受けたこともあり、今年の秋の運動からは、自転車でデリバリーをする業界団体にも、交通安全運動の協賛団体として加わっていただいているということで、動きとしてはあるということが言えるかなと思っております。私どもも、交通安全運動にぜひ取り組んでいただくという観点も踏まえて、こちらからも協賛団体に入ってはどうかという働きかけを行っているところでございます。

続きまして、交通安全運動期間中の死者数と重傷者数。これは、私どもとしては参考という形で挙げさせていただいているところでございますけれども、年間と比べてどうなのかということを見ていく必要はもちろんあるのかもしれないけれども、私どもとしては、この期間中だけ事故が減ればいい、交通事故がなくなればいいと考えているわけではございません。交通安全に関する啓発とか取締り、もちろん集中的にやっていくわけですが、この期間の後も、効果としてはぜひ持っていただく必要があるのではないかと考えておりますし、それがひいては、年間を通じて交通事故が減っていく、交通事故でけがをする方、お亡くなりになる方が減っていくことがとても重要ではないかと考えているところでございます。ですので、この期間だけ、特に減ることが目的とするのは、交通安全運動の目的からするとちょっと難しいのかなと考えています。

白石座長

御説明ありがとうございます。

続いて、南島委員からお手が挙がっております。お願いします。

南島委員

時間いっぱいなので、コメントだけにいたします。南島でございます。ありがとうございました。

11期の計画のほうで交通安全思想の普及徹底というのが挙げられています。ここが多分、内閣府が所管しておられるメインのフィールドということになるのかなと思っております。書いてあることが3つでありまして、「段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」、「交通安全に関する普及啓発活動の推進」、「交通の安全に関する民間団体の主体的活動の推進」です。今ほど、藤田委員との間のやり取りで、そこが重要だとおっしゃったかなと思います。

そのお話が、指標2とか指標3ですね。指標2、指標3は普及啓発と行動変容ということで書かれているのだと思いますけれども、11期の計画とリンクしていないといけないのではないかなと思います。今回はちょっと厳しいかもしれませんが、次回見直しの際に、計画のほうとのリンクもぜひ御考慮いただければということで、コメント申し上げておきたいと思います。

ありがとうございます。

白石座長

ありがとうございました。

それでは、事務局のほう、御検討いただければと思います。

それでは、時間もありますので、以上で交通安全担当からのヒアリングを終了とさせていただきます。ありがとうございました。

続いて、青少年環境整備担当より御説明をお願いしたいと思いますので、よろしく願います。私の司会の不手際で時間が押しております。事務局からの御説明ですが、5分ということでよろしくお願いしたいと思います。

小山参事官

承知しました。

それでは、資料1の3ページになりますけれども、ロジックのほうは、前回から特に修正はございません。

事前分析表のほうは、資料2の5ページになります。御説明申し上げます。

今回、分析表の指標を当てはめたものでありますけれども、施策目標の参考指標としてフィルタリングの利用率というところがございます。これは、参考値として令和2年度の40.6%というのを記載してございます。

中目標の測定指標でございますけれども、フィルタリング認知率。基準値が令和2年度62.3%に対して、目標値75%としてございます。これは、右側を見ていただきますと、調査の中でこの数値を出してきておりますけれども、これまでの最高値が平成23年度の73.5%ということでございましたので、これを超える数値ということで、75%ということをご今年目標として設定させていただきました。

その下、中目標の参考指標として、参考指標2、3、4とございます。春のあんしんネット・一斉行動の参加団体数。参考指標3でございますが、普及啓発リーフレット、これは配布先の数、配布部数、ページビュー数というものでございます。また、参考指標4、地方フォーラムの関係指標ということで、開催回数、参加者数、アンケート満足度、ページビュー数と書いてございます。

いずれも令和2年度のものを採用してございますけれども、指標2と3のところを御覧いただきますと、「ただし」と書いてございまして、例えば一斉行動などは年度をまたぎ

ますので、そうした観点で、注意書きを書かせていただいております。リーフレットも、この一斉行動に間に合うように事前に作りまして、一斉行動の時期に多くを配布するというをやっております。1月ぐらいまでには作成して、2月ぐらいから配布するということがこれまでの通例ということで、このように記載させていただいております。

予算の関係は記載のとおりでございます。今回はいずれも執行はこれからの状況でございますので、執行額については記載を入れてございません。

簡単であります。以上でございます。

白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御意見等ありましたら、早速、お願いいたします。

佐藤主光先生、お願いします。

佐藤（主）委員

よろしくお願いします。

ちょっと質問になってしまうのですが、携帯のフィルタリングは今、義務化されていますね。18歳未満、スマホの契約をした場合だったと思うのですが、これを行っているのは総務省のほうだと思っております。けれども、こういう啓発活動の話と規制の話と、どういうふうに関連づけるのかなということと、内閣府がやられているのは啓蒙で、規制関係は総務省というすみ分けでいいのか。でも、規制をかけてしまえば、認知率も何もなく、フィルタリングは利用していくわけなので、もちろん携帯だけではないと思うのですが、この辺の関係はどうなっているのですか、という質問です。

白石座長

リプライ、お願いします。

小山参事官

法律上、絶対にフィルタリングを入れるという義務化まではされてはならず、保護者の方の御判断になります。法律上義務化されていますのは、使用者が成年か青少年かどうかの確認をする義務とか、保護者の方がフィルタリングを入れたいということを希望すれば、事業者のほうでそれを有効化する措置の義務ということがございます。したがって、法律上義務化されているので、そのフィルタリングがどんどん上がっていくというものでも必ずしもないというところがございます。

御質問の後段の部分は、基本的には内閣府のほうは広報啓発が中心で、先ほどおっしゃられた法律上の義務の措置というのは、事業者側の措置になりますので、総務省が中心になります。もちろん、総務省のほうでも広報啓発というのは一生懸命やっただいてい

るところでして、そうした整理でございます。

白石座長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、青少年環境整備担当からのヒアリング、以上で終了にしたいと思います。もし何かお気づきの点がありましたら、また後ほどメール等で事務局のほうにお知らせいただきたいと思います。

続いて、青少年企画担当より説明をお願いしたいと思います。説明5分ということになっております。御協力、よろしく申し上げます。

御厩参事官

担当参事官の御厩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、ロジックモデルにつきましては、資料1の4ページを御覧ください。前回からの主な変更点でございますけれども、点線で囲んでおりますそれぞれの指標につきまして、参考指標、測定指標、分類を新たに記載いたしました。それに関しては、一番下の注書きにございますけれども、私どもの大綱では、多様な参考指標を設けまして、これに基づいて総合的に評価を行うこととしております。これを踏まえまして、施策目標に至るまでの指標は全て参考指標といたしまして、最後の施策目標（インパクト）に関する指標を測定指標とさせていただきます。

それらの考え方につきましては、事前分析表に整理しておりますので、そちらで御説明いたします。資料2の7ページを御覧いただきたいと思います。

まず、施策目標につきましては、「全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現」としております。この設定の考え方・根拠につきましては、大綱の副題を踏まえまして設定したものでございます。

そして、測定指標につきましては、「どこにも居場所がない」とする子供・若者の割合を挙げております。こちらは、大綱の副題あるいは施策目標の中の「全ての子供・若者が自らの居場所を得て」という文言がございますので、それを踏まえまして設定したものでございます。この全ての子供・若者が居場所を得たのかということ、を、「どこにも居場所がない」とする子供・若者の割合で見えていき、令和7年度までの大綱の実施期間を経て、これが実現したのかどうかを測りたいということでございます。

なお、私どもの子供・若者の意識に関する調査と申しますのは、3年に一度実施しております。直近が令和元年度に調査をしています、一昨年12月、まさにコロナの流行の直前のその調査では「どこにも居場所がない」とする子供・若者の割合は5.4%でございました。これをゼロに向けて近づけていくということでございます。次の調査は令和4年度、そして、その次の調査は令和7年度ということでございますので、途中段階と最終段階で

数値を得て評価できるといった形になっております。

なお、前回の会議で南島先生のほうから、総合評価書につきまして、課題のポイントを補足したほうがよいという御助言をいただきました。これを踏まえまして、昨年、児童生徒の自殺者数が過去最多となるなど、生命・安全の確保が特に課題になっている点などを追記しておりますけれども、今回測定指標として、どこにも居場所がない子供・若者をゼロにするということは、そのことにも関連するものでございます。どこにも居場所がないという状態は自殺にもつながりかねない、極めて憂慮すべき状態だと受け止めております。関係省庁や地方公共団体、民間団体等とも連携の上、目標に向けた取組を進めてまいります。今後とも御指導のほど、よろしく願いいたします。

御説明は以上でございます。

白石座長

ありがとうございました。

御質問のある方、手挙げマークを押していただければと思います。いかがでしょうか。

佐藤徹先生、よろしく願いします。

佐藤（徹）委員

高崎経済大の佐藤ですが、1点だけ質問いたします。

ロジックモデルの真ん中の広報啓発の部分で、アウトプットの項目として3つ挙がっています。その3つ目で、内閣総理大臣等表彰の実施というのがあって、そこから第1段階アウトカムに2つに分岐しているのですが、その矢印の意味ですね。この事業そのものよしあしを問うているわけじゃなくて、どうしてそれが因果関係に立っているのかというところの説明をもう少し補足していただくと分かりやすいのかなと思います。

内閣総理大臣等の表彰の実施については、もちろん功労者の方の努力に報いるとか、ねぎらうということもありますし、それから表彰された団体の意識の高揚とか団体の活性化というのは当然あると思うのですが、その第1段階のアウトカムでは、社会環境の整備とか担い手の養成・支援というところにつながる。表彰することによって、そういう結果が生まれるだろうという仮説なのです。この辺り、補足していただくと分かりやすくなるかなと思うので、お願いいたします。

以上です。

白石座長

リプライ、お願いします。

御厩参事官

ありがとうございます。

この内閣総理大臣賞と言いますのは、まさに子供・若者のための社会環境の整備に尽くしていただいた方、あるいは担い手となって、各地域で長年貢献していただいた方の表彰でございます。そういう表彰制度で功労者をたたえますとともに、表彰事例については、事例集といった形で整理いたしまして、横展開できるように取り組んでおります。この表彰に当たっての選考基準の一つとして、他の方が真似できる、各地域のモデルになって普及していける観点も踏まえて総理大臣賞の選考をしております。

表彰という形で民間の活動意欲を高めることによって、また、この表彰については、今年度から地方公共団体も表彰の対象に加えておりますので、こういった環境整備や担い手の養成支援への地方公共団体においてもインセンティブを高めることによって、第1段階アウトカムにつなげていこうというものでございます。

以上でございます。

白石座長

ありがとうございます。

続いて、佐藤主光先生からもお手が挙がっております。お願いします。

佐藤（主）委員

よろしくお願いします。

2点ほどなのですが、1つは、自治体における支援体制の整備支援というのがロジックモデルの中にも出てくるのですが、これはどういう形で支援するのか。インプットとして見れば、5000万円程度で補助金ではないですね。前も伺ったのかもしれませんが、もともと何もしなくても、自治体としても重要な案件なので、自分たちで率先してやるのかもしれませんが、内閣府と地方自治体は、この分野に関してはどういう関わりを持っているのか。規制という形なのか、支援、人材の派遣みたいな形、単なる情報提供。どんな形での関わりなのかなというのを教えていただきたいのと。

それから、測定指標のベースになっているのが、内閣府さんがやられている子ども・若者育成支援推進法に基づく調査ですね。サンプル数を見たら、令和元年からは1万ということなのですが、これは大丈夫なのという言い方は変ですが、サンプル数がかなり小さくなっていくのですが、これは大丈夫なのという言い方は変ですが、サンプル数として1万は果たして妥当なのかどうか、もうちょっと増やしたほうがいいのかどうか。特に、問題を抱えている若者を拾おうと思うと、それ自体がマイノリティなので、サンプル数が少ないとうまく拾えるのかどうかということが分からないものですから、この辺、どういうふうに捉えられているのかということをお教えいただければと思います。

以上です。

白石座長

リプライ、お願いします。

御厩参事官

ありがとうございます。

佐藤主光先生からの御質問の1点目は、自治体に対する支援をどのように行っているのかということでございます。こちらは、総合評価書にも書いておりますけれども、支援の中身は、この分野に知見のある専門家の方々をアドバイザーとして派遣したり、講習会等を開催したり、あるいはマニュアル、事例集をつくって横展開し活用を促したりという技術的な支援ということで、補助金・交付金等ではございません。

2点目の調査のサンプル数については、まさに佐藤主光先生、御指摘のような問題意識を私どもでも持っております。これまで直近の調査では、サンプル数1万で実施していたところでございますけれども、例えばひきこもりの若者は全体の中で発現率は1.5%ということで、その詳しい原因などを深掘りする際に理由の分析をなかなか十分にできないということで、サンプル数を増やしたいという希望を私どものほうでも持ってしております。こちらは、次回の調査が令和4年度ということで、まさに概算要求で増やすことを検討しているということをお伝えしたいと思います。

以上でございます。

白石座長

ありがとうございました。

ほかに御質問等、いかがでしょうか。

藤田委員からもお手が挙がっております。藤田委員、お願いいたします。

藤田委員

学習院大学の藤田です。御説明ありがとうございました。

私も、今の佐藤委員からの御質問と同じ趣旨なのですが、様々な参考指標を組み合わせ判断していくという話がありましたが、内閣府が実施された子供と若者の意識調査の結果を参考指標としているものが多いですので、今お話にありましたサンプル数の問題もありますけれども、傾向というか、偏りが生じてしまうのではないかととも思われますので、同じような趣旨で、他省で実施して公開されているようなアンケート調査結果といったものがありましたら、ぜひそういうものも参考にされて総合的に評価していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

以上です。

白石座長

コメントかと思えますけれども、もしリプライありましたら。はい。

御厩参事官

ありがとうございます。

今の藤田先生の問題意識につきましてもまさに私どもも同じ問題意識を持っております。私どもが今年の4月に策定しました大綱では、別途、参考指標群を「子供・若者インデックスボード」という名前で整理して、まとめて公表すべきだということを盛り込んでおります。子供・若者インデックスボードは、第一弾を6月に策定・公表しております。120ほどの参考指標群を設定しております。こちらは他省庁の関連する統計データの中で、子供・若者の成長を把握する上で重要なものを持ってきて、項目ごと、分類ごとに整理してビジュアルに示しており、まさにここに掲げてある指標だけではなくて、他省庁が実施してきたものも含めて、見える化して公表することにしております。これらも活用しながら、全体の推進状況を評価・点検してまいりたいと考えております。

ありがとうございました。

白石座長

続いて、南島委員からもお手が挙がっております。お願いします。

南島委員

新潟大学の南島でございます。御説明ありがとうございます。

コメントになるかと思うのですけれども、まさに今、話題に出していただきました子供・若者インデックスの関係で、4月に策定された大綱のほうでは、「第3」のところに「施策の推進体制等」と書かれています。まさに今のお話が施策の点検評価のところにも書かれているわけですね。点検評価は、実施主体がもちろんやらないといけないということではあるかと思えますけれども、全体としてのPDCAサイクルを回すとか、あるいは大綱の見直しが最後のほうに書かれていますけれども、5年を目途に見直しを行われるということで、そのときに指標が使えたのか、使えなかったのか、もうちょっといい指標がないのかという、大綱全体のPDCAをどうやって回していくのかという、この議論を持たないといけないと思います。

そうすると、5年を目途に見直しを行うということで、4年目にはまとめに入っていくというお話になるかと思えますけれども、そこがまさに内閣府の役割といたしますか、総合調整機能を発揮するようなどころにもなるのかなと思っております。ぜひ、そういうところもコメントとして申し上げておきたいと思えます。

ありがとうございます。

白石座長

ということで、コメントでございますので、御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上をもちまして、佐藤主光先生からも手挙げマークは挙がっているのですが、時間にもなりましたので、すみませんが、次に進ませていただきたいと思ひます。青少年企画担当、ヒアリング、どうもありがとうございました。以上で終了します。

続いて、男女共同参画局より御説明をお願ひしたいと思ひます。早速で恐縮ですが、説明5分ということで進めさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひいたします。

花咲課長

よろしくお願ひいたします。男女共同参画局でございます。

まず、ロジックモデルについて、前回からの修正がございます。前回、田辺委員から、ロジックモデルに時間軸を入れるべきではないかと御指摘いただいたところですが、取りまとめ課である政策評価広報課とも相談させていただきましたが、なかなか難しいのではないかとということになりました。御指摘いただきましたとおり、目標ごとに達成の難易度というのは違いがあるのかもしれませんが、私どもの男女共同参画基本計画に定められました成果目標は、いずれも基本的に計画期間である2025年を期限として定められた目標でございます。その目標期限までに達成することを目指していくものでございます。

ただ、その時間軸について全く考慮しないというわけではございませんで、毎年調査できる指標につきましては、毎年進捗を確認していきたいと思っておりますし、参考指標を設定することで、その進捗状況についても確認するための参考としていこうと思っております。このような形で、毎年進捗状況をフォローアップすることによって、その目標ごとの進捗具合をきっちり確認していきまして、どれが短期的に達成できそうかとか、これはなかなか長期的な取組が必要だなといったことをしっかりとフォローしていきたいと思っております。

以上が前回の御指摘についての御回答でございます。続けて、事前分析表について御説明させていただきます。資料の9ページを御覧いただければと思ひます。

まず、施策目標の測定指標につきましては、ロジックモデルでも御説明いたしましたとおり、「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合というものを設定しております。この指標は、政府広報室が実施しております世論調査で二、三年に一度把握しております。これが施策目標、インパクトに関する測定指標であることから、これを主要な測定指標と設定させていただいております。

次に、各中目標でございますけれども、まず1点目、中目標1につきましては、あらゆる分野における女性の参画拡大ということで、各分野、政治、行政、企業、地域という4分野に関する目標を設定しております。

政治分野につきましては、衆議院議員と参議院議員、統一地方選挙のそれぞれの候補者

に占める女性の割合というものを、5次計画の成果目標に基づきまして設定しております。こちらの指標につきましては、各選挙実施後に実施される調査で把握してまいります。

続きまして、行政分野ですけれども、国家公務員や都道府県職員、また市町村職員の各役職段階に占める女性の割合というものが5次計画で目標として定められておりますので、そのうち本省課室長相当職、また都道府県や市町村につきましては、本庁課長相当職に関する女性の割合を設定させていただいております。こちらは、国家公務員につきましては内閣人事局、地方公務員につきましては男女局が毎年実施する調査で把握してまいります。

中目標の3ですが、企業につきましては、民間企業の雇用者の係長相当職、課長相当職、部長相当職に占める女性の割合を、計画に基づきまして設定させていただいております。こちらは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査で毎年把握してまいります。

また、参考指標といたしまして、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達において加点評価する取組の実施状況を設定させていただいております。こちらは、女性活躍の前提となりますワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組の実施状況を把握することになりますので、企業における女性の参画拡大の進捗状況を測る参考になるものと考えております。

そして、続きまして、中目標4、地域における女性の参画拡大ですが、こちらにつきましては、地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合を設定させていただいております。こちらは、総務省の調査を基に年に1回算出してまいります。

また、参考指標といたしまして、地域女性活躍推進交付金事業を行っている都道府県数を設定させていただいております。

次に、中目標5になります。男女共同参画の視点に立った安全・安心な暮らしの実現でございます。まず、5としまして、女性に対するあらゆる暴力の根絶。こちらにつきましては、活動実績の測定指標といたしまして、行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点の設置件数を、5次計画の成果目標に基づき設定させていただいております。こちらは、毎年、男女局のほうで実施する調査で把握してまいります。

また、アウトプットの参考指標といたしまして、DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業に参加した地方公共団体数を設定させていただいております。

続きまして、中目標6になります。災害対応力の強化につきましては、参考指標といたしまして、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく地方公共団体のフォローアップ結果、または災害発生時や予測時における地方公共団体のガイドラインの通知回数というものを指標として設定させていただいております。さきに申し上げたフォローアップ調査につきましては、これまで実施しておらず、今後、毎年実施する予定のもので、現状としての参考値は空白とさせていただきます。

最後に、中目標7でございますけれども、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

につきましては、参考指標といたしまして、男女共同参画局のホームページのPV数を設定しております。

以上でございます。

白石座長

御説明ありがとうございました。

御意見、御質問、よろしく願いいたします。

南島委員、お願いします。

南島委員

新潟大学の南島です。

質問なのですが、地域女性活躍推進交付金事業ですが、こちらは都道府県だけということですか。この事業の特徴とつながりサポートとか、若干説明いただいたほうが分かりやすいかと思しますので、補足していただいてもよろしいでしょうか。

白石座長

リプライ、お願いします。

岸補佐

お答えさせていただきます。

地域女性活躍推進交付金でございますけれども、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を財政的に支援する交付金でございます。都道府県のみならず、市町村が実施主体となることのできるものです。これは、地方公共団体が女性活躍推進法に基づいて都道府県推進計画や市町村推進計画を策定することになっておりまして、それに位置付けられる、または位置付けられる見込みの事業を財政的に支援する交付金となっております。

白石座長

説明ありがとうございました。

南島委員、いかがでしょうか。

南島委員

市町村はなくてもいいですか。都道府県だけでよかったのですか。

岸補佐

参考指標 2 が、地域女性活躍推進交付金事業を行っている都道府県数となっているので、

ここに市町村も含めるべきではないかというご指摘でしょうか。

南島委員

逆に、外している理由です。とにかく都道府県を、まず47に持っていくということが目標だというお考えだということですかという趣旨です。

岸補佐

まずは、都道府県で女性活躍の推進に向けた取組を進めていただくことを目指すという意味で、この参考指標2のところは都道府県数と設定しております。

南島委員

ありがとうございます。

白石座長

ほかに御質問いかがでしょうか。

伊藤先生、お願いします。

伊藤委員

今、南島委員が御質問になった点と関係するのですが、測定指標5で地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合というものがあって、その前提となるアウトプット、活動実績というのが、この交付金だという位置づけになっています。この測定指標はいろいろな要因で決まってくるのが考えられるわけですし、大学進学等も含めた数だと思うのですが、ここの間のロジックがかなり遠いというか、細いというか、ここの部分をどういうふうに考えていらっしゃるのかというのは、改めて確認させていただきたいと思います。

白石座長

リプライ、よろしいでしょうか。お願いいたします。

岸補佐

御質問ありがとうございます。

今回、内閣府の男女共同参画局で行っている事業をメインに、ロジックモデルなり事前分析表を作成させていただいております。ロジックを説明するに当たってちょっと遠いのではないかと御指摘は、確かにそのとおりかなと思います。一方で、交付金を使って、地域における実情に応じた女性活躍推進の取組を行っていただく。また、地域の女性活躍に資するような取組が、恐らくほかにもあると思います。他省庁さんが行っておられる施

策なり財政的な支援を活用しながら行われるものも、きっとあろうかと思えます。そういうものが総合的に地域の中で行われることで、結果的に女性のほうが東京への転出超過になっているような状況というものを和らげるべく、取組を進めていくことが重要かなと思っております。

白石座長

御説明ありがとうございました。

まだあるかもしれませんが、佐藤主光委員からもお手が挙がっております。お願いいたします。

佐藤（主）委員

よろしく申し上げます。手短にとっても、2点ほどです。

1つ、さっき南島先生から御指摘のあった交付金ですけれども、1億5000万円はいかにも少ないので、恐らく地方自治体が自分たちで上乗せをしているいろいろな事業をやっているのではないかと思うのですけれども、地方自治体も自分たちの単独事業も含めて考えたとき、女性の活躍支援に向けた取組は、どれぐらいの財政的なボリューム感があるのかなということは内閣府さんとして把握されているのかということと。

今、御質問のあった測定指標の地域における女性の流出ですけれども、地域における女性の活躍の推進云々であれば、一番簡単なのは、女性の就業率がどれくらい上がっているかとか、そういう指標だと思うのですが、あえて転出を取り上げたのはなぜだろう。地方創生絡みが若干入ってしまっているのではないかと思うのですけれども、その辺りはいかがですかということと。

白石座長

2点について、リプライ、申し上げます。

岸補佐

御質問ありがとうございます。

まず、1点目、地域女性活躍推進交付金について、地方公共団体が上乗せしているのではないかという御指摘をいただきました。手元に数字がありませんので、正確なことを今、お答えできないのですけれども、一方で、地方においては、女性活躍や男女共同参画といった行政分野が後回しになりがちだというような御意見を伺ったりもします。交付金の執行状況とも関係すると思うのですけれども、1.5億円が少ないのではないかと、どれぐらいのボリューム感があるのか、今、数字を手元に把握していないので、お答えできないのですけれども、地方公共団体が取組を進めていく上で、十分な予算額を確保することが重要なかなと思っております。

2点目の、転出超過数を設定しているのはなぜかという御質問ですけれども、こちらは確かに御指摘のとおりで、地方創生の観点での考え方も確かに入っているのかなと思いますが、女性の就業率とか大学進学率とか、地域における女性の活躍に資する指標というのは様々あると思いますので、そういうところも包括的に見ていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

白石座長

ということで、それでは、そろそろよろしいでしょうか。それでは、男女共同参画局からのヒアリング、以上で終了にしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、科学技術・イノベーション推進事務局より説明をお願いしたいと思います。早速で恐縮ですが、事務局からの御説明、5分ということで御協力、よろしく願いいたします。

橋爪参事官

分かりました。

それでは、科学技術・イノベーション担当から御説明させていただきます。

まず、資料1のロジックチャートでございます。ページ数ですと、6ページ目からが科学技術・イノベーション政策の関係でございます。以前御説明させていただきましたものから、少し事務局とも相談させていただきましてブラッシュアップさせていただいております。

主な変更点といたしましては、施策目標のところを、従来、wellbeingの向上をメインに書かせていただいておりますけれども、基本計画全体をさらにカバーするという関係から、社会が持続可能性と強靭性を備え、国民の安全・安心を確保していくということももう一つの柱になっておりますので、書かせていただいて、より全体をカバーするように変えております。その点と、中目標のところでも、イノベーション力の強化をメインに置いておりましたが、さらに基本計画全体をカバーするという観点から、研究力の強化と人材育成の点も新たに追記させていただいております。

それに併せて、事業の概要としましても、それぞれ研究力の強化に関しては、システム改革、研究システムの構築に向けた取組ということ、それから、人材育成のほうでは、教育・人材育成システムへの転換に向けた取組ということを書いておまして、より全体をカバーするように、事務局とも御相談させていただきながらブラッシュアップをさせていただきました。これがロジックチャートの変更点でございます。

それから、資料2でございますけれども、このロジックチャートを基に、事前分析表の案ということで、12ページに準備させていただいております。

まず、施策の目標や中目標等につきましては、基本的にはロジックチャートのものをそ

のまま書かせていただいているということでもあります。特に、科学技術・イノベーションに関しましては、施策目標が大変広くございますけれども、基本計画全体では、前回も御紹介申し上げましたように、科学技術・イノベーション会議の評価専門調査会において指標を開発しながら、その把握・評価を継続的に実施するというところで取り組もうとしておりますので、その旨を施策目標の設定の考え方・根拠というところへ、なお書きで書かせていただいております。

それぞれ中目標1、中目標2につきましては、特に内閣府で中心になって進めていく施策や測定指標を設定させていただいております。

イノベーション力の強化に関しましては、主な内容としては、SIPとPRISMになりますが、専門家による評価組織が設けられておりますので、全体をカバーする追跡評価WGでの評価結果を測定指標1に入れさせていただいて、それぞれサブ指標という形で、参考指標1、参考指標2ということで、SIP、PRISMのそれぞれの専門の評価委員会における評価結果を書かせていただいております。

それから、中目標2のほうは、原子力関係の取組ということで、測定指標としては、原子力委員会Webサイトのアクセス件数、それから、参考指標としては、コンテンツである議事録または音声データの公表件数ということで作成させていただいております。

資料の説明は以上になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

白石座長

それでは、手挙げマークを押していただいて、御質問等、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

佐藤主光委員、よろしくお願いたします。

佐藤（主）委員

よろしくお願いたします。

前回、私、この回を欠席していたのかもしれないので、議論があったのかもしれないのですけれども、このイノベーション政策の建付け自体がよく分からないなと思ったのが、一方では、官民の研究開発の促進というのが課題ですね。PRISMとかはそうじゃないですか。他方では、原発の話が出ているので、目標も盛りだくさんといいますが、地球規模課題の対応から安心・安全から原子力から。これは、どうしてこうなっているのか、よく分からないというのと。政策としての建付けは、これでどうなのだろうというのと。

あと、そこで分からないのが、原子力の安全利用のところ、測定指標がWebサイトへのアクセス件数が最終目標になっているというのも、柱として位置づけている割には、目標としてはどうなのだろうという気がするのですけれども、この辺り、どうしてこういういろいろな盛りみみたいな政策体系になっているのでしょうか。

白石座長

リプライ、お願いします。

橋爪参事官

全体像につきましては、内閣府で科学技術関係で取り組んでおります大きな2つの柱が、1つが科学技術・イノベーションの推進ということで、これは総合科学技術・イノベーション会議の下で基本的な政策を立てて、各省とも連携しながら取り組んできていて、その中で、PRISM、SIPが、内閣府が直接予算を措置して実施している取組になってございます。

一方で、原子力の関係につきましては、原子力委員会が設置されておまして、原子力委員会で基本的な施策を立案して、各省とともに取り組んできているということになっております。特に、このロジックチャートの青で書かせていただいているところが、内閣府で予算を措置して取り組んでいる項目になっておまして、これらについて、特に指標を設定して評価していくということで書かせていただいております。

原子力の平和利用も、科学技術・イノベーションの推進も、究極的には経済社会の発展及び福祉の向上を目指して取り組んでおりますので、そういう共通の目標に向かって、先生御指摘のように、分野の分け方が少しどうなのかというところはあるのですが、それぞれの基本的な政策を取りまとめる委員会が法律で設置されておりますことから、我々としても事務局とも御相談いたしまして、このような整理をさせていただいているという状況でございます。

ちなみに、原子力委員会のほうは、安全規制というよりは、原子力の平和利用の推進を担っているということで、安全規制は原子力規制庁で担当しておりますので、また別のものという形になります。そういう意味からすれば、いかに原子力の取組を国民の皆様にご理解していただきながら進めていくかということは、非常に大きなイシューとなっておりますので、確かにこの測定指標だけなのかという御指摘はあるかもしれないものの、理解の増進を中心に案をつくらせていただいたという状況でございます。

お答えになっているかどうか分かりませんが、我々、今まで悩みながら検討してきた状況を説明させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

佐藤（主）委員

ありがとうございます。

1点だけ。それぞれは別に悪くない。PRISMであれ、原子力委員会の話であれ、それぞれが悪いとは言わない。これを2つ一緒にしてしまうと、評価が難しい気がするのです。最後のwellbeingなんて、国家の最終目標なので、施策の目標としては崇高過ぎるのではないかと思います。

今、いろいろな諸事情があって、1つの施策の中に入れなければいけないというのは分かるのですが、であれば、インパクトの最終的なところはそれぞれでいいのではないかと

思うのです。イノベーションの促進の話と、原子力の民主的な利活用ということと、それぞれ別個に最後、インパクトを評価するようにしたほうが、政策評価としてはきれいになるような気がする。もともと予算も違うし、計画も違うので、最後はコメントです。

白石座長

御検討、よろしくお願いします。

橋爪参事官

事務局と相談させていただきます。ありがとうございます。

白石座長

南島委員からもお手が挙がっております。お願いいたします。

南島委員

新潟大学の南島でございます。よろしくお願いします。

第6期の科学技術・イノベーション基本計画のほうで、原子力が入っていましたでしょうか。

菊地補佐

お答えいたします。

第6期科学技術・イノベーション基本計画の中には、原子力については、環境のイノベーションの文脈の中で、原子力を含む多様なエネルギー源ということで、少しだけ触れられてございます。

以上です。

南島委員

ありがとうございます。

計画の建付けがそもそも違っていたということだったと思うのですね。異なる建付けで政策としては推進されるという枠組みだったと思うのですけれども。他方で、今、書いていただきましたロジックモデルのお話とか中身の話というのは、第6期を踏まえて、その中の内閣府の事業を取り出していますという説明でしたね。だから、原子力の取扱いをどうするのかというのは、佐藤委員おっしゃったように、別建てでシートも別にして管理しないと、論理的にはすっきりしないかなと思いますが、今、ここで言われても困られると思いますので、今後の課題ということでコメントにさせていただければと思います。

ありがとうございます。

白石座長

では、事務局のほう、御検討よろしく申し上げます。

ほかに御質問、御意見ある方、手挙げマークをお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、科学技術・イノベーション推進事務局からのヒアリングは以上で終了にしたいと思います。

ということで、議題1全般について、ほかに何か御意見とか御質問ありましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、様々な御意見、御質問いただきましたけれども、議題1に関しまして、まだ宿題もあるわけですが、当懇談会としての意見等の取扱いについては、大変恐縮ですが、座長に一任ということにさせていただいて、事務局と相談して修正することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

それでは、議題1ですが、以上といたします。

続いて、議題2に入ります。議題2について事務局より説明をお願いいたします。

岡田補佐

政策評価広報課の岡田でございます。

議題2ということで、新スキームと旧スキーム、資料3、資料4でつけさせていただいております。

まず、新スキームの第1グループの事前分析表の修正ですが、資料3です。前々回、6月の懇談会の議論におきまして、第1グループの1年目評価について議論していただきましたけれども、その議論を踏まえまして、各部局で事前分析表を修正していただきました。形式的なことですが、昨年度、令和2年度の事前分析表を作成し、今回、1年目評価を踏まえ、資料3は令和3年度の事前分析表という形でつくらせていただいております。来年度は、評価という形ではなくて、モニタリングという形で令和3年度の実績を記入し、令和4年度の事前分析表を作成するという流れになっております。

それでは、主な修正点について御説明させていただきます。

まず、1ページ目、地方創生ですが、測定指標7、ちょっと細かいですが、目標の設定の根拠の一番下、印で書いていますけれども、特区の目標について目標値の修正を検討中である旨を追記しております。

続いて、4ページ目、宇宙政策のところ、こちらも同じような形ですが、測定指標3の設定の根拠欄の一番下の印でございますけれども、参考指標の設定について検討中である旨を追記しております。

それから、5ページ目、子ども・子育て政策でございますけれども、特定指標の10から13の令和2年度の実績値のところですが、前々回、白石座長から、評価書の議論の中で「 - 」

になっていたところは集計中なのではないかという御指摘をいただきまして、令和2年度で集計中の部分は「集計中」と記載しております。

また、事務局との調整で修正したところですが、測定指標3、7、8、9のアウトプット指標ですが、こちらについても測定指標という形で記載させていただいております。

それから、7ページ目、国際平和協力でございますけれども、黄色になっている測定指標1から9の部分ですが、藤田委員から御指摘がございまして、アウトプットの指標についても追記したほうがいいのではないかとということで、上のほうが調達量に関する参考指標、下のほうが研究員の関係の参考指標を追記させていただいております。

資料3の御説明は以上でございます。続いて、参考資料4を御覧いただければと思います。こちらは前回も出しているものでございますけれども、旧スキーム施策の締めくくり評価ということで、その締めくくり評価が終わっていない施策で毎年度評価を実施することとされている施策、ここで赤字になっている施策については、新スキームに移行するまでの間、毎年度、事前分析表でモニタリングを実施することとしております。

資料4を御覧いただければと思います。こちらは、各部局で旧スキームの様式で令和2年度の実績値を更新して、指標・目標値等を修正したものでございます。こちらも主なものについて御説明させていただきます。

2ページでございますけれども、指標2、世論調査のPV数でございます。こちらは、設定の根拠欄の下のほうに書かれておりますけれども、令和2年度の値が非常に増加したということで、その数値をならすために、目標値を直近3年度分の平均値以上という取り方に修正したということでございます。

それから、4ページ目でございますけれども、政府調達に係る苦情処理の施策ですが、こちらは定量的指標を1つ定められております。設定の根拠欄のところに書かれておりますけれども、以前の指標では、苦情処理の委員会の提案について、関係者が受け入れる割合というのが測定指標になっていたところでございますけれども、受け入れるかどうかというのではなくて、測定指標のところに書かれておりますとおり、訴訟の確定判決の中で提案の趣旨と異なる判断が下された件数ということで、目標値もそれがゼロになるように目指すということで修正しております。

それから、7ページ、8ページで、PFI、民間資金活用事業の推進というところでございますけれども、こちらの定量的指標の2から5です。こちらは、今年の6月にPPP/PFI推進アクションプランというものが改定され、それぞれ新たな目標が定められましたので、それに基づいた目標年度・目標値の修正を行ったというものでございます。

それから、11ページ目、原子力防災対策の充実・強化の施策でございますけれども、こちらの指標のとなっているものの目標値です。こちらは、8地域が目標になっていたものが、令和2年度の実績値で既に8地域を達成したので、1地域、上乘せして目標値を変更したということでございます。

それから、最後、16ページ目、科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡ということで、日本学術会議でございますけれども、こちらは事後評価の実施予定時期を、まだ新スキームに移行しておりませんので、令和6年8月に変更したことに伴いまして、目標年度を令和5年度に設定し、目標値も以前は85%以上となっていたものを、直近の実績を勘案し、90%以上という形で上方修正して設定したということでございます。

駆け足になって恐縮ですけれども、事前分析表の修正について、私のほうからの説明は以上でございます。

白石座長

御説明ありがとうございました。

以前の事前分析表の様々な御指摘について修正したということですが、何かお気づきの点、御確認ありましたら、手挙げマークでお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議題2についてですけれども、当懇談会としては特に意見なしということで確定したいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上2つの議事、終わりました。ということで、事務局のほうにお返しいたします。

久保田課長

どうもありがとうございました。白石座長、また委員の皆様、大変ありがとうございました。

次回の懇談会についてでございますけれども、今のところ、年度末の開催を予定しております。詳細につきましては、追って御連絡させていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の懇談会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。